

## 令和5年度 第1回当別町空家等対策協議会 会議録

日 時 令和5年12月14日(木) 15:20～16:20  
場 所 役場 1階 大会議室  
出席者(出席委員) 松岡委員(会長)、小田島委員(副会長)、五十嵐委員、  
吉原委員、高須委員、佐々木委員 6名  
(欠席委員) なし  
(事務局) 山崎部長、中渡課長、樺澤係長、宮原主任、小杉相談員  
傍聴者 なし

### 【会議概要】

#### 1. 開 会

#### 2. 挨拶

住民環境部の山崎部長より挨拶。

#### 3. 委員紹介

#### 4. 協議事項

##### (1) 会長及び副会長の選出について

会長に松岡委員、副会長に小田島委員がそれぞれ選出される。

松岡会長より、佐々木委員が議事録署名委員に指名される。

##### (2) 当別町における空家等の現状について

資料1「当別町の空家の現状について」に基づき事務局より説明。

##### 【質疑応答】

Q: 3指標全てでAとなっている物件はあるのか。

A: 「建物の状態」と「影響度」の2つがAとなっているものは4件あるが、3指標全てでAとなっているものはない。

Q: 太美地区で影響度が高く、建物の状態が悪くと思われるものがあって、それはその4件に入っているか。

A: 空家台帳に登録されていない空家の可能性があるため、会議終了後に当該空家の場所を確認させていただきたい。

※会議終了後に確認したところ、空家台帳に登録されていなかったため、後日状況を確認し、空家であることがわかれば登録することとする。

Q：役場としては3指標全てでAとなるような空家を優先的に対処していきたいという意向ということで良いか。

A：ご指摘のとおり。

Q：自然災害等で倒壊したり状態が悪化した空家などは把握しているか。

A：今年度は、火災により家屋が一部残った状態となったものが1件あり、空家台帳に登録していたが、解体して更地となったことを確認した上で登録解除とした。それ以外の自然災害等で倒壊した空家の情報は把握していない。

また、状態が悪化した空家の把握については、空家台帳に登録されている物件を定期的に見回りをしており、都度、写真を撮るなどして確認している。冬場の降雪等により、状態の良くない空家がさらに劣化してしまうという事例が散見される。

Q：不動産事業者に登録されると、空家台帳の登録から外していくのか。

A：売り物件となっただけでは空家台帳の登録から外すことはせず、実際に売却されて入居等が確認された時点で外すようにしている。

Q：空家台帳に登録されている空家を確認するにあたり、そのままでも入居可能な状態が良好な物件について、売却等の助言はしているのか。

A：空家になってしまうと建物が傷むので、そうならないうちに売却をしていただくよう助言しているが、物置として使っているなどにより、売却につながらない事例も多い状況。

### (3) 空家等の除却制度について

資料2「空家等の除却補助制度について」に基づき事務局より説明。

#### 【質疑応答】

Q：空家の購入希望者がいた場合に、どのようにマッチングしているのか。

A：空家台帳に登録する際に、当該空家の売却意向があるかどうかについて確認し、意向がある場合については町内の不動産事業者を紹介するようにしている。

Q：空家を除却して更地にした場合に、固定資産税が上がるのでそのままにするという事例があると思うが、そういった方にはどのように情報提供しているのか。

A：空家等対策の推進に関する特別措置法は令和5年12月施行のため、管理不全空家の指定による住宅用地の特例除外の事例はまだない状況。町としては、空家所有者の方に都度、適正管理をお願いしており、空家の除却にあたり、そのような心配がある所有者がいた場合は、個別に対応したいと考えている。

なお、法改正に伴い、制度内容の周知のためのポスター等が後日配布されることとなっているので、適宜情報提供に努めたい。

Q：来年4月より相続登記が義務化となるので、空家対策においても重要であることから、周知等について積極的に取り組むことが必要。町として、死亡届の提出時に必要な手続きを案内していると思うが、それに相続登記のやり方を掲載するなどの取り組みをお願いします。

A：税務課とも連携しつつ空家対策に取り組んでまいりたい。

※会議終了後に確認したところ、既に死亡届の提出時の案内として相続登記についての記載があったことから、令和6年4月1日からの「相続登記の義務化」について周知するためのチラシの添付等について担当部署と協議することとする。

4. その他

5. 閉会